

令和5年度第1回

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

日 時：令和5年7月21日（金）

午後2時から

場 所：さくらホール（市民会館）

展示室

	内 容
開 会	1 委嘱書の交付 2 企画財政部長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局自己紹介
報 告	○ 所管課職員の出席について
議 題	1 会長及び副会長の選任について 2 令和4年度末におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について 2 その他

議題 1 会長及び副会長の選任について

蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱第4条第1項の規定により、副会長を委員の互選により選任する。

会 長 _____

副会長 _____

(参考)

○武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱 - 抄 -

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題2 令和4年度末におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について

- 別添資料1「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略実績報告書(令和4年度)【概要】」及び別添資料2「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略実績報告書(令和4年度)」参照

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 委員一覧

	種別	所属	氏名	備考
有識者	産	武蔵村山市商工会	内野 均	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
	学	日本社会事業大学	倉持 香苗	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
	金	多摩信用金庫	小俣 充義	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
	労	武蔵村山市ふれあいセンター指定管理者 (株式会社シーズプレイス)	森林 育代	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
	言	株式会社ジェイコム 東京多摩局	桑原 圭子	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
公募	市民		谷原 輝美	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで
	市民		藤原 美幸	任期: 令和5年7月21日から 令和8年3月31日まで

（設置）

第1条 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 委員会は、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生に係る行政施策等について調査検討し、市長に報告する。
- （2） 委員会は、市長の求めに応じ、総合戦略の実施状況について審議し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- （1） 識見を有する者 5人
- （2） 公募による武蔵村山市民 2人

（会長及び副会長）

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（令和2年武蔵村山市訓令（乙）第161号）の施行の日の前日において、同要綱による改正前の第3条の規定により現に市長の委嘱を受けている委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月24日訓令（乙）第33号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月25日訓令（乙）第97号）

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月14日訓令（乙）第161号）

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会に関する運営要領

平成 27 年 7 月 24 日

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員会の公開)

第2条 推進委員会は、公開とする。

2 公開は、市民に推進委員会を傍聴させることにより行う。

(傍聴手続)

第3条 推進委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）により推進委員会の会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

(許可しない者)

第4条 会長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 会長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、推進委員会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第1号様式（第3条関係）

傍聴申込書

第 号

年 月 日

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長 殿

申込者氏名

会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会	
開 催 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時から	
開 催 場 所		
備 考		

傍聴承認書

第 号

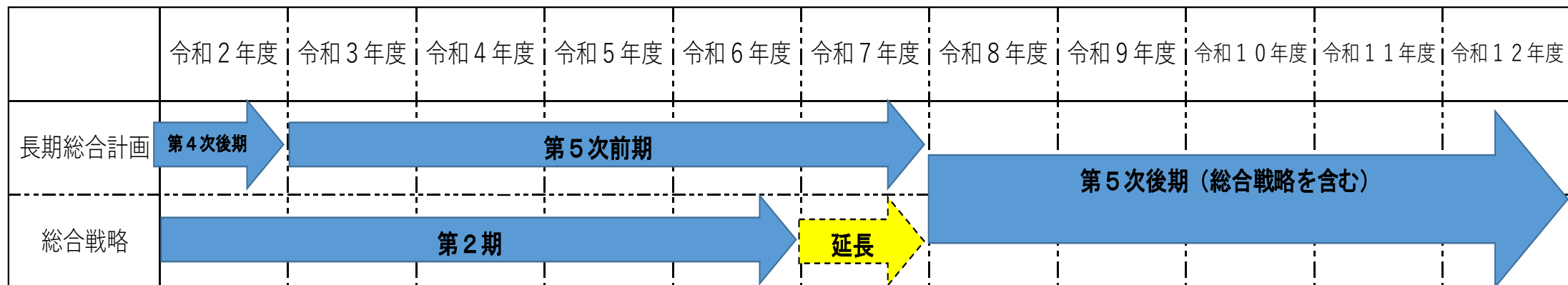
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会	
開 催 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時から	
開 催 場 所		
備 考		
<p>上記のとおり会議の傍聴を承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長</p>		

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、推進委員会の会長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の会長の指示に従うこと。

長期総合計画と総合戦略の計画期間



第二期総合戦略の計画期間を1年延長し、第五次長期総合計画後期基本計画は総合戦略を含む形で策定する。

総合戦略の計画期間の延長に伴う措置

- ①基本目標の数値目標
- ②具体的施策の重要業績評価指標（KPI）
- ③主な事業の主要要因（CSF）



目標年度「令和6（2024）年度」を「令和7（2025）年度」と読み替える。

武蔵村山市長期総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

(長期総合計画の位置付け)

第3条 長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に当たっては、次条に規定する武蔵村山市長期総合計画審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(武蔵村山市長期総合計画審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、武蔵村山市長期総合計画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想の策定又は変更に当たっては、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵村山市長期総合計画審議会条例の廃止)

2 武蔵村山市長期総合計画審議会条例（平成21年武蔵村山市条例第15号）は、廃止する。

武蔵村山市長期総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市長期総合計画条例（令和2年武蔵村山市条例第27号）第5条第4項の規定に基づき、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 行政委員会の委員 2人
- (3) 公共的団体等の代表者 3人
- (4) 公募による市民 3人

2 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第二期武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略実績報告書（令和4年度）に係る事前質問及び回答

No.	実績報告ページ	事業名称等	所管課	質問事項等	回答
1	6	地域ブランド認証事業	産業観光課	令和4年度において、ブランド認証商品数は10品目とありますが、申請数は何件あったのでしょうか？	令和4年度における新規認証の申請件数は0件です。普及促進事業の申請件数は1件です。
2	7	村山大島紬の振興	産業観光課	体験イベントへの参加者及び見学者数について目標を達成しておりますが、市のホームページにおいて村山大島紬関連イベント情報の最終更新日が平成30年2月16日となっています。どのような周知方法で集客を行ったのでしょうか？目標は達成しているものの、伝統工芸品である村山大島紬の更なる周知を図るために、情報の更新を行った方が良いのではないのでしょうか？	令和4年度の体験イベントについては、織物協同組合のホームページ及び市報で周知をしております。 今後、織物協同組合と連携して市ホームページの更新に努めます。
3	28	スクールカウンセラーの設置	教育指導課	令和4年度は不登校出現率が増加しておりますが、コロナ禍が影響しているのでしょうか？何か原因は掴んでいますか？	出現率は中学校では横ばいですが、小学校で増加しています。 要因として、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、家庭に係る状況では「家庭環境の急激な変化」「家庭内の不和」などが増加しています。